

令和3年度第1回玉名市都市計画審議会 議事録

(1) 審議会概要

日 時	令和3年6月1日(火) 午後1時30分～午後3時00分		
場 所	玉名市役所 4階 第2委員会室		
出席者	審議会委員	熊本県立大学教授	柴田 祐
		九州看護福祉大学准教授	中野 聡太
		熊本県建築士会あらたま支部支部長	伊東 和也
		玉名市農業委員会会長	永田 知博
		玉名市議会議員	吉田 憲司
		玉名市議会議員	松本 憲二
		玉名市議会議員	前田 正治
		玉名市議会議員	作本 幸男
		熊本県県北広域本部玉名地域振興局長	無田 英昭
		市の住民(玉名市区長会協議会会長)	永井 正治
		市の住民	高垣 裕子
		市の住民	堀 薫
		事務局等	建設部長
	建設部 都市整備課課長		中尾 賢治
	建設部 都市整備課審議員		金棒 利彦
	建設部 都市整備課課長補佐兼都市整備係長		中川 英昭
	建設部 都市整備課課長補佐兼新玉名駅周辺整備推進係長		廣川 幸喜
	建設部 都市整備課課長補佐兼まちづくり推進係長		森田 文子
	建設部 都市整備課参事		植田 暁人
	建設部 都市整備課技術主任		安田 信洋
	建設部 都市整備課主事		田上 和佐
	建設部 都市整備課主事		大淵 越亮
	昭和(株)		
随 行	県北広域本部玉名市地域振興局		山道 広人
欠席者	玉名商工会議所 副会頭	山田 邦男	
	玉名市議会議員	田畑 久吉	
	玉名警察署交通課長	橋本 和明	

会次第	1 開 会
	2 会長挨拶
	3 議 題 議第1号 玉名市都市計画審議会運営要領(案)について
	4 報 告 (1) 玉名市都市計画マスタープランの見直しについて (2) 玉名市都市計画道路の見直しについて (3) 玉名市立地適正化計画について
	5 閉 会

結 果	議題	結果
	議第1号 玉名都市計画道路の変更の件(議案一部修正後)	可決

(2) 議事録

司会	<p>ただいまから、令和3年度第1回玉名市都市計画審議会を開会いたします。</p> <p>都合により、柴田会長が遅れておられますが、議事以外のものから進めさせていただきます。</p> <p>本日の都市計画審議会の開催にあたりましては、感染予防対策を十分に図ったうえで、できるだけ短時間で進めてまいります。ご協力をお願い申し上げます。</p> <p>改めまして、本日司会を務めます都市整備課の森田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>議事に先立ちまして、委員の交代がっておりますので、ご紹介に併せて一言ご挨拶をお願いいたします。</p> <p>まず、熊本県北広域本部玉名地域振興局長 無田英昭様お願いいたします。</p>
無田委員	<p>皆様こんにちは。4月の人事異動で玉名地域振興局に参りました無田と申します。任地居住となりますので、4月1日付けで住民票を玉名市に移し、現在、玉名市民として生活をさせていただいております。</p> <p>皆様方には、日頃より県政にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。</p> <p>都市計画委員として、しっかり努めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
司会	<p>ありがとうございました。続きまして玉名市区長会協議会会長 永井正治様よろしくお願いいたします。</p>
永井委員	<p>皆さま改めまして、こんにちは。今年度玉名市区長協議会の会長を務めさせていただいております。本日委嘱状をいただき、来年の7月までということで、微力ではありますが精一杯務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
司会	<p>本日、橋本委員、山田委員、田畑委員よりご欠席のご連絡をいただいております。それでは、まずは報告から始めさせていただきたいと思っております。</p>
事務局	<p>まず、「報告資料1：玉名市都市計画マスタープランの見直しについて」と「報告資料2：玉名市都市計画道路の見直しについて」は、関連がありますので、続けてご報告をさせていただきたいと思っております。</p> <p>まず「報告資料1」のスケジュールの方からご覧ください。</p> <p>一番上に、都市計画マスタープランの見直しのスケジュールを記載しております。本市におきましては、本年度（令和3年度～令和4年度にかけて）玉名市都市計画マスタープランの見直しを行ってまいります。</p> <p>市が策定する都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」にあたるもので、上位計画であります「玉名市総合計画」及び熊本県が策定します「都市計画区域マスタープラン」に即して策定するもので、玉名市では、平成26年3月に現計画と策定しております。</p> <p>都市計画マスタープランは、おおむね20年後の都市の姿を展望して策定していくものではあります。今回見直しを進める背景といたしましては、この報告資料1</p>

にごさいますとおり、立地適正化計画や都市計画道路の見直し等、ここ数年の間に都市構造に大きく関わる計画や方針の策定等が見込まれるため、将来の都市像や都市づくりの基本的な方針を定める都市計画マスタープランを見直し、こういった都市構造の変化との整合を図るものです。

今回の都市計画マスタープランの見直し業務につきましては、上から2段目に記載しております玉名市景観計画の見直しと同時に行ってまいります。

現在の進捗状況については、現在、都市の現況整理や基本データの収集・整理、また、6月に市民アンケート調査を実施すべく準備を進めております。

令和3年度には、全体構想になります「将来都市像」や「都市づくりの方針」について検討を行い、令和4年度に引き継ぎたいと考えております。

また、都市計画審議会につきましては、令和3年度に、本日を含め4回、令和4年度に3回を予定しております。

都市計画マスタープランは、都市計画審議会のご意見をうかがうこととなりますが、併せて見直しを進めます、景観計画は、景観審議会のご意見を伺いながら進めてまいります。前提となる玉名市の都市の現状や課題は、この2つの計画の協議を進めていく上で、両審議会でも共有しておくべきことがらでございます。

次回、9月に予定しております審議会は、都市計画審議会と景観審議会を合同で開催したいと考えております。現段階での日程の予定といたしましては、9月27日（月）午後を予定しております。

以上で、玉名市都市計画マスタープランの見直しについてご報告を終わります。引き続きまして、玉名市都市計画道路の見直しについてご報告いたします。

事務局

都市整備課の中川でございます。私の方からは、都市計画道路の見直しについてご説明いたします。

都市計画道路の本市の見直しについては、最近では平成19年度に全体の見直しをなっており、旧玉名市の区域で、一部区間、2路線2.71kmを廃止しております。

その後、昨年7月29日の都市計画審議会で大野下駅鍋線の延長1.59kmを廃止して今年度、令和3年度から令和4年度にかけて全体の見直しに入ります。

目的としましては、近年の社会情勢の変化に伴い、計画決定時の必要性が変化している路線や厳しい財政状況のもと、事業が進まず、長期的に計画決定時の必要性が変化している路線があるということで、効率的で効果的な路線へと選択と集中を図るため、見直しを行うものです。

そして、平成17年度から進めていた岱明玉名線が、去る5月24日に開通を迎えたこともあり、大きな転換点ととらえております。

都市計画道路の現在の整備状況になりますけれども、「報告資料2 都市計画道路の整備状況」をご覧ください。表中、左に番号がありますが、本市の都市計画道路は、19路線がございます。

水色で表示しております岱明玉名線が、去る5月24日に開通いたしましたので、完了は9路線（水色と白）になります。残るのは10路線（朱色と黄色）になります。表の中心に整備率がございますので、確認できるかと思えます。

現在の計画延長につきましては、全体が46.99km。改良済13.26kmと概成済延長19.97kmを合計しまして、33.23kmが完了しており、残り未整備延長が13.76kmのため、整備率としては、70.72%でございます。

右に見直しの対象欄がありますが、対象路線が①から⑩まであります。
①築地中線と同じ色（オレンジ）で記載しているものが未着手で、⑤立願寺南岩原線と同じ色（黄色）は、一部着手済という路線になります。

そして、10路線の経過年数は、右の備考欄の左側に「経過年数」とありますけれども、そのほとんどが50年以上というふうになっています。⑬の高瀬大橋線が46年です。58年とか70年経過している路線もあります。

熊本県の見直しガイドラインでは、計画決定から20年以上の未整備路線や、一部着手済みの路線を対象とすることとなっておりますので、この10路線がすべて対象となり、必要性や実現性などを検証し、存続・変更・廃止など、見直しを行いたいと思っております。

また、都市計画マスタープランや立地適正化計画の見直し、策定もあることから新規路線についても検討したいと思っております。

都市計画道路の位置については、「玉名市都市計画図」をご覧ください。これは都市計画道路を載せた網図になります。

頭上に、先ほどの見直し対象の番号と同じ番号を①から⑩を付しております。赤の番号の区間が未整備区間、黄色の番号が一部着手済となっております。この10路線を対象としたいと思っております。

工程といたしましては、令和3年度から令和4年度まで、2カ年の工程表となります。令和3年度が、「1 検討路線の抽出」から「3 見直し案の策定」まで、令和4年度が「4 住民説明会」から「9 都市計画決定告示」までとなっております。都市計画審議会については、令和4年度になりますが、必要に応じて開催をさせていただきたいと思っております。

なお、この見直しについては、今後コンサルタント業者に業務を発注しまして進めてまいります。

以上、簡単ではございますが、都市計画道路の見直しについての説明を終わります。

司会

ここで柴田会長にご挨拶をいただきたいと思っております。

柴田会長

すみません。皆さんこんにちは。遅くなり申し訳ございません。それでは、議事の方を進めていきたいと思っておりますが、報告がもう一つありますでしょうか。

司会

先ほど、「報告1」と「報告2」をさせていただきましたけれども、質疑につきましては、この後、議事の方を先に進めさせていただきますので、その後「報告3」を報告した後に、「報告1・2・3」全体を含めて質疑を受けたいと思っております。

それでは、「議題」ということで、「玉名市都市計画審議会運営要領（案）」について、ご審議をいただきたいと思っております。

これ以降の議事につきましては、柴田会長に進行をお願いしたいと思います。

議長

議事の進行が前後いたしましたので申し訳ございません。では、「議題1」について審議を進めさせていただきたいと思っております。それでは、議案の説明をお願いいたします。

第1回玉名市都市計画審議会議案集をご覧ください。

1ページに「玉名市都市計画審議会運営要領(案)」の概要をまとめております。併せまして、玉名市都市計画審議会条例も添付しておりますので、一緒にご覧いただければと思います。

こちらの運営要領については、昨年の都市計画審議会の際に、新型コロナウイルス等の感染症、あるいは災害等で審議会が集合して開くことができない場合に、書面議決も可能にする取り決めをしておいた方がいいのではないかという提案をいただきまして、作成をいたしました。

まず概要を説明させていただきます。まず1「目的」第1条は、「書面会議等の玉名市都市計画審議会の運営に必要な事項を定めるものとする」ということで、玉名市都市計画審議会条例第11条にあります「この条例に定めるもののほか、審議会及び常務委員会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。」という規定に基づき運営要領を整備するものでございます。

2の「内容」についてですが、書面議決に関すること以外にも、運営上、今回を機に取り決めをしておいた方が良くと思われるものについて記載しております。

(2)に会議の傍聴について記載しておりますけれども、傍聴の定員を10名とし、傍聴については申し出により受け付けるかたちをとりたいと考えております。

(3)書面会議については、書面議決ができる事由・条件につきましては、「災害、疫病その他の事由により委員を招集して会議を開催することが困難であると認められた場合で、次のいずれにも該当するとき」ということで、次の3つの条件に該当する時に限り書面議決で進めさせていただきたいというご提案です。

まずは、「良好な都市形成の根幹に関わるような重要なものでないこと」

2つ目が「議案等により明確に理解できるものであること」

3つ目が「審議会の議決の遅滞により、都市計画決定等の手続きに支障が生じるものであること」

この3つの条件が揃った時に、災害や疫病等で委員を招集して会議が開催できない場合に限って、書面会議を行っていきたいということで提案しております。

書面会議の方法としては、書面表決書により委員の意見を徴しまして、可否を伺い、その結果をもって、審議会の議決に代えていきたいと思っております。

書面会議の成立といたしましては、期限内に委員の1/2以上からの書面表決書の提出があった場合に、書面会議が成立したとみなしまして、書面表決書を提出した委員の過半数の可否によって、議決を決定するというかたちになります。

(4)議事録については、議事録署名人を会長が2名指名しまして、署名をいただくという項目を設けております。

議事録の公表につきましては、「議事録は、都市整備課に備え付け、一般の閲覧に供する」と共に、市のホームページに掲載するということにしております。

ただし、第3条第1項で、会議を非公開とした場合には、議事録を公開しないというかたちをとらせていただきます。

施行日につきましては、本審議会の可決後、本日、令和3年6月1日より施行するということでご提案をさせていただきたいと思っております。

2ページ以降に、要領の全文及び様式を添付しておりますので、ご確認をお願いします。以上です。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局の方から説明がありました議事の案件につきまして、審議を行いたいと思います。ご意見、ご質問ありましたら、よろしく願いいたします。

委員 2ページの玉名市都市計画審議会運営要領（案）に基づいて質問します。
第3条の第3項で、会議の傍聴の定員が10名と定めがありますが、なぜ10名ですか。

議長 事務局、いかがでしょうか。

事務局 特に根拠はないですが、会場と委員とのバランス等を考えた時に、10名が適当ではないかということで、案として提案しておりますので、ご意見があればお願いいたします。

委員 会議は原則公開として、傍聴定員を設ける必要はないのではないかと思います。なぜなら、会場の都合で傍聴者を制限する場合は、この条項の第4項を適用すれば、対応可能だと思いますので、わざわざ定員を設ける必要はないと思います。

議長 どうもありがとうございます。傍聴の定員について、皆さんいかがでしょうか。ちなみに、玉名市の他の審議会等の規定はどうなっていますか。

事務局 市で整備している審議会等の条項を全部確認したわけではないですが、審議会等で、傍聴の項目自体を設けているものがおそくないのではないかと思います。

議長 私は、他の審議会の経験がありますが、いつも「傍聴人はありますか」という前振りがあります。定員まであったかどうかはわかりません。

確かに、設ける必要はないというふうに思います。もし、差し障りがあれば、先ほどおっしゃったとおり、制限すればいいと思います。いかがでしょうか。

事務局 他市の都市計画審議会の条文を参考といたしまして10名という提案をしておりますが、先ほどおっしゃったように、不都合が生じる場合は、第4項で対応が可能かと思しますので、もし他の委員のご承諾がいただければ、定員の項目は除いてもよろしいかと思います。

議長 ありがとうございます。今の事務局の提案のとおりでいくと、第3条の第3項冒頭の「会議の傍聴の定員は10名とし、」という部分を削除して、「傍聴を希望する者は」という文言から始めればよろしいということになります。いかがでしょうか。意義ありませんでしょうか。

委員 異議なし

議長 その他は、ご質問、ご意見等いかがでしょうか。

委員	<p>先ほどの傍聴の件ですが、定員は設けないということで、制限する場合は、第4項が適用になりますが、「会長が必要と認めるときは、制限する」となります。制限された側は、「制限する具体的な根拠を示せ」ということになりますので、会長の責任が非常に重くなりますので、そこはよろしくお願いいたします。</p> <p>もう1点、第6条第2項で「書面表決書の提出期限の15日前までに議事の内容について書面により質疑等ができる」とあります。この場合、「会長は、書面表決書の提出期限までに全ての委員に対し質疑等の内容及び回答内容を書面により周知しなければならない」となっております。この審議会が招集されて、審議会の議題を議決する日時というのは、何か設定があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>期限は、第6条第3項に「委員は、定められた期限までに、各議事に関する可否の表記及び委員の自筆署名がある書面表決書を会長に提出しなければならない」とあります。この提出期限に可否による議決を確認した日をもって議決日と考えられるかと思えます。</p>
委員	<p>この文面を見る限り、書面議決する内容は、さほど難しい内容のものではないと受け取れますが、質疑を出してから、委員に周知をして、取りまとめをする期間というのは、十分事務局として確保できるのかと思って聞きました。</p> <p>取りまとめを確認した上で、議決の日が決まってくるというのであればいいのですが、あらかじめ議決の日が決まっている場合、期間的に大丈夫かなと思えます。</p>
事務局	<p>提出期限の30日前までに議案書と書面表決書を委員に送付し、期限の15日前までに質疑を受け付けますが、そこで、急ぎ質疑に対する回答を作成し、期限まで15日間ありますので、できるだけ早く委員の皆様へ、質疑内容と回答を送付いたしました。書面表決書の提出をお願いするかたちをとりたいと思えます。</p>
委員	<p>事務局として、十分間に合いますというのならいいです。</p>
議長	<p>これは、議決をする日は決まってはいたが、提出期限が定められていて、期限内に1/2以上が集まらない場合は、成立しないということになっているので、実質、提出期限の日が議決の日という作りになっているのだと思えます。</p> <p>ですので、15日前までとありますので、残りの15日間でやりとりできるかということです。質問があった場合は、周知をするということですので、それに対して委員間でやり取りをするということまでは、想定していないということですよ。</p>
事務局	<p>委員から質疑があった場合に、質疑内容と回答内容を全て一覧にして、全部の委員にお示しをするというかたちになります。</p>
議長	<p>例えば15日より前に、表決書を出してしまって、質問・回答が周知されて、しまったということも想定されますが、その場合は、提出してしまったから変更はできないということですよ。</p>
事務局	<p>提出されたものにつきましては、委員の可否の判断ということで受けるかたちに</p>

なりますので、ぎりぎりまで待っていただいて、回答することが確実ではあるかと思えます。15日間にできるだけ早く、委員の皆様方に質疑の内容等、可否の判断に影響するものについてお知らせをしますので、よろしく願いいたします。

議長

はい。運用的には、そうせざるを得ないと思えます。
ただ、これは議決の成立、いわゆる「決を採る」必要がある案件にのみ、この対応をするということですよ。

事務局

そうです。今回の審議の後半部分の「報告」のように、ご意見をいただくのみの場合は、可否の判断は必要ありませんが、可否の判断が必要な案件に対して、こういった手段を取りたいというふうに思っております。

議長

ありがとうございます。このような要領を作るという案が出たわけですが、他にご意見、ご質問等ないでしょうか。

なければ、議第1号の玉名市都市計画審議会運営要領に関しまして、第3条の第3項部分の冒頭「会議の傍聴の定員は10名とし、」という部分を削除することし、その他はこの原案のとおりということを決を採りたいと思えます。

一部修正した本案のとおり、ご異議ございませんか。

委員

異議なし

議長

異議はないことを認めまして、一部修正した本案のとおり可決ということにいたします。今後は、この運営要領に従い、この審議会を運営することといたします。皆さん、ありがとうございました。

では、この要領が可決されましたので、本日より施行ということになりますが、第7条に「議事録を作成し、あらかじめ指名した委員2人とともに署名する」とあります。この議事録署名人の指名の方は、事務局の方で案がありますか。

事務局

議事録署名人、2名につきましては、委員名簿で7名ずつ2班に分けて、輪番でお願いしたいと思っております。

本日、令和3年度第1回目の審議会につきましては、中野委員と作本委員にお願いしたいと思います。

議長

ただ今、中野委員と作本委員にお願いしたいとご提案がありました。こちらの方も異議はございませんでしょうか。

委員

異議なし

議長

はい。それでは、中野委員と作本委員、議事録署名人ということでよろしく願いいたします。

では、議第1号につきましては、これで終了としたいと思います。スムーズな進行にご協力ありがとうございました。進行を事務局にお返ししたいと思います。

司会

柴田会長、議事の進行大変ありがとうございました。
続きまして、報告になります。先ほど「報告1 玉名市都市計画マスタープランの見直しについて」と「報告2 玉名都市計画道路の見直しについて」につきましては、ご報告をさせていただきました。

次に、「報告3 玉名市立地適正化計画について」ご報告をさせていただきます。3つの報告を合わせまして、質疑を受けたいと思います。

それでは、「報告3 玉名市立地適正化計画について」事務局よりご報告いたします。

事務局

玉名市都市整備課の安田と申します。私の方から玉名市立地適正化計画についてご報告いたします。資料は、「報告資料3」A4横版のものになります。お手元の資料もしくは前のスクリーンをご覧ください。

本日の報告事項といたしましては、1から6の事項についてご報告させていただきます。

まず、「1 立地適正化計画の目的と位置づけ」につきましては、前回の内容の確認ということで説明いたしまして、「2 玉名市の現状からみた課題」「3 まちづくりの基本方針」「4 都市機能誘導区域の設定(案)」「5 居住誘導区域の設定(案)」「6 誘導施策の設定(案)」を説明させていただきます。

まず、立地適正化計画の策定の背景と目的ですが、背景といたしましては、人口の急激な減少と高齢化に耐えうるような「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」を目指すということになります。

目的としては、「安心できる健康で快適な生活環境を実現」ということで、高齢者や子育て世代が暮らしやすいということと、「持続可能な都市経営の実現(財政面や経済面)」となります。

イメージ図がありますが、基本的には都市計画区域の中に立地適正化計画区域を設定いたします。

また、図では「市街化区域」と書いてありますが、玉名市の場合は「用途地域」の中に、「居住誘導区域」と「都市機能誘導区域」を設定いたします。

「居住誘導区域」というものに関しては、人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように、居住を誘導する区域となっております。

「都市機能誘導区域」というのものは、医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導して、集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域となります。

立地適正化計画の方も、都市計画マスタープランと同様に、おおむね20年後の都市を考えて作る計画となります。

ただし、おおむね5年ごとに、各種評価指標により効果検証を実施しまして、必要に応じて見直しを行うものとなっております。

P7の、玉名市の全図をご覧ください。玉名市は、都市計画区域が緑の枠内に設定してありまして、この都市計画区域内に立地適正化計画の区域を設定し、この色が分かっている用途地域の中に、「居住誘導区域」と「都市機能誘導区域」を設定するかたちになります。

続きまして、計画の位置づけになりますけれども、玉名市都市計画マスタープラ

ン及び玉名市第2次総合計画に則したかたちで、玉名市都市計画マスタープランの内容をより具体的に、「集約型都市構造を目指す」というところで立地適正化計画を策定します。これを根拠に、誘導施策や事業を実施していくこととなります。

連携といたしましては、右の欄にあるような、例えば「玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略」「玉名市景観計画」等、様々な計画と連携しながら、立地適正化計画を位置付けるかたちとなります。

これら上位計画との整合性を図り、関連各種計画、各分野との連携を図る必要がありますので、庁内検討会議を設けております。昨年度は、6月30日と11月7日に庁内検討会議を開催いたしました。また、個別ヒアリングシートを作成し各課にヒアリングを行いまして、今回の案を作成いたしました。

続きまして、玉名市の現状から見た課題ですが、人口動向と土地利用状況、防災上の安全性、交通の利便性の状況、都市の機能の利便性の状況、財政の状況等、こういった様々な観点からのデータを分析しまして、課題抽出を行っております。

簡単に人口の動向から説明をさせていただきます。P10 左側が玉名市全体の人口の動向となっております。2015年までが実測値で、2015年以降が推計値となっております。出典元といたしましては、国勢調査と国立社会保障・人口問題研究所の推計値となります。左下の表を見ていただきますと、人口と高齢化率の項目で、2000（H12）年、2015（H27）年、2040（R22）年を比較検討しています。

2000（H12）年は、人口が73,000人程度いたんですが、2015（H27）年には約67,000人、2040（R22）年には、50,000人くらいになりますということです。

2000年から2040年で人口が3割減。逆に高齢化率としては、22.6%から39.9%と約4割の方が高齢者ということで約1.8倍となっております。

右側の図は、500mメッシュ単位での人口の動向を表しております。左側が2015（H27）年、右側が2040（R22）年となっております。

玉名駅の北側を見ていただきますと、赤色が濃くなっているほど密度が高いエリアになっておりまして、これが2040年になると、密度の高いエリアが少し少なくなっていくことを表しています。周辺も比較しますと、1haあたり10人以上の箇所が減少している状況となります。

人口の動向といたしましては、P11に500mメッシュの図がありますが、2015（H27）年から2040（R22）年の増減を表しています。

緑が濃くなるほど、人口減少が著しいところになりますが、やはり中心市街地のところの減少が著しい状況となっております。

これらから挙げられる課題点といたしましては、人口減少が起きますと、空き家空き店舗及び空地が発生しまして、人口の低密度化が懸念されます。玉名駅周辺を中心市街地が顕著な人口減少が見込まれまして、拠点の人口が減少しまして、エリアの求心力が低下すると、市全体の魅力低下となる恐れがありますので、玉名駅周辺での人口集積が必要となります。

P12の年齢別の純移動数の状況ですが、16歳から24歳の若い人が、進学や就職をすることによって、1回流出しますと、25歳から29歳くらいの方の一度離れた方が戻っていない傾向が、年々顕著になっていることを表しています。

一方で、右側の図は、転入転出の状況ですが、転出の方が超過している状況となっております。

これらから社会増減状況を見ると、進学や就職を理由とした転出が特に多くなっ

ておりまして、その後玉名市に戻ってこない状況が年々顕著になっております。若者世代の流出傾向が強くなりますと、地域コミュニティの衰退や地域活力の低下が懸念されます。このことから、若者世代が離れないようなまちづくりが必要になってきます。中心市街地の魅力向上、新たなまちづくり等、魅力的な拠点の形成が必要になってくるということです。

続いて、土地利用の状況は、P15左側が住宅着工動向となっており、2011（H22）年から2015（H27）年の動向になります。

玉名駅の北側や築山小学校の周辺が増えている状況です。

一方で、右側は空き家の動向になっております。玉名駅の北側が、住宅着工が増えている一方で、空き家もどんどん増えていっているという状況です。

また、伊倉小学校の周辺も空き家が増えていっている状況となります。

これら土地利用の状況の課題点といたしましては、将来的に低密度化や空き家の増加が見込まれますので、中心市街地の住環境悪化、人口減少による施設の閉店や撤退が懸念されます。そうすると、市全体の魅力低下につながる恐れがありますので、空き家活用による人口誘導が必要になってくる状況になっております。

続きまして、P17の防災上の安全性ですが、左側が、計画規模と呼ばれる浸水想定区域の図になっております。右側が、想定最大規模の浸水想定区域となっております。「計画規模」とは、だいたい100年確率くらい、「想定最大規模」とは、1000年に1回降るような雨の浸水想定区域となっております。

P18は、想定最大規模の浸水想定区域での避難所の状況ですが、実際、中心市街地をみてみますと、玉名駅の南側と新玉名駅周辺が色が濃くなってございます。

これらから、将来的に大雨などの災害が発生した場合でも、人的被害が発生しないような取り組み、また、新規居住を誘導する際においては、なるべく安全性の高い箇所、いわゆる浸水リスクが低い箇所への誘導が必要になってまいります。

災害に対する安全性の高い箇所への人口誘導が必要になるのではないかと考えております。

浸水による被害が指摘されているエリアに、既に居住している住民に対しては、災害が発生した際にも、円滑に避難ができ、人的被害が発生しないような環境整備が求められます。そのため、避難所や避難路整備や、防災情報の周知による円滑に避難できる環境整備が必要になってきます。

こちらに関しては、防災指針というものを作成する予定でありますので、そこで詳細に整理していこうと考えております。

一部割愛をさせていただきますが、都市機能利便性の状況で、P23を見ていただいてもよろしいでしょうか。

こちらの図に関しましては、100mメッシュ単位での都市機能集積状況図になります。都市機能の利便性に寄与する施設を対象に、利用圏域に含まれる箇所に、1点ずつ加点しておりまして、点数が高いほど多数の都市機能が立地し、利便性が高いことを表しています。玉名駅周辺の右側のところが色濃くなっていることと、横島支所周辺、天水支所周辺が色濃く出ている状況です。

また、伊倉小学校周辺も、点数が高くなっております。

都市機能が高い区域において、人口が減少しますと、商業施設や病院等の閉業によって、利便性が低下する恐れがあります。やはり市全体の魅力低下が起こるとまずいので、都市機能利便性の高いエリアへの人口集積による機能維持向上が必要に

なってきます。

今までの都市の現状から課題を抽出しまして、様々な観点から方針を3つ作っております。「拠点エリアの求心力向上」「利便性の高いエリアの人口集積」「公共交通で拠点間のネットワークを強化する」という方針を定めております。

続きまして、P29にあります施策の方向性ですが、「拠点」に関しては「拠点となるエリアの施設維持・集積」「拠点エリアに訪れたい魅力づくり」。「人口集積」におきましては、「子育てしやすい環境整備」「中心市街地の住環境維持・向上」「若者世代が住みたい魅力づくり」。「交通」に関しましては、「公共交通網の強化によるネットワークの形成」「公共交通への利用転換促進による利用者確保」というふうな方向性を定めております。

基本的には、将来の骨格構造の整理というところになります。都市計画マスタープランの中にある「中心拠点」と呼ばれるところと「地域拠点」「生活拠点」と呼ばれるところを中心に、拠点間を結ぶ交通軸を示して具現化を目指すこととしております。

続きまして「都市機能誘導区域」の設定案ということで、P33をご覧ください。

都市機能誘導区域の設定方針というものがございまして、これは、「都市計画運用指針」と、「立地適正化計画の手引き」から引用しております。

こちらに関しては、国土交通省で出している指針を踏襲しております。

冒頭にも申し上げましたが、「都市機能誘導区域」は、医療、福祉、商業等の都市機能を、都市の中心拠点や生活拠点に誘導して集約することが望ましいとされています。

今回、都市機能誘導区域の考え方を踏襲しまして、どういったかたちで区域設定をしたかと言いますと、P34になります。「拠点地区の中心となる駅の徒歩圏域」は、玉名駅を中心に800mのエリア。「都市機能誘導施設の集積箇所」は、都市機能の点数が7点以上の緑で色付けされた区域。また、「公共施設の集積箇所」（玉名市役所周辺）、「中心市街地に発生予定の低未利用地」（公立中央病院跡地周辺）、「古くから玉名市の中心商業地として発展してきた箇所」（高瀬・裏川景観形成推進地区）等、こういったところを絞り込んでいて、右下の図の青斜線の区域を「都市機能誘導区域」として設定をいたしました。この区域は、全体の用途地域に対して10%程度のエリアとなっております。

続きまして、「居住誘導区域」については、P37になります。こちらの方も、先ほどと同様に、運用指針と立地適正化計画の手引きによって、玉名市の該当地域を絞り込んでおります。

居住誘導区域に関しましては、拠点地区へのアクセス性や、生活サービス施設の持続性、対象地域における災害等に対する安全性等を考慮し、絞り込んでいった状況になります。

全体の案としては、P40の緑の枠線で囲んだエリアを居住誘導区域の設定案としており、用途地域の47%位の区域を設定しております。

P43の「誘導施策の設定」については、各関係各課と調整中でありまして、現時点での施策案を設定しております。今年度は、この施策案を固めることと、目標値の設定を行っていきたいと考えております。

また、昨年度の9月に法改正がありまして、新たに加わった項目といたしまして

は、「防災指針の検討」が必要になりました。こちらに関しては、今年度6月～8月で防災指針を検討しまして、先ほどの居住誘導区域の案を絞り込むようなかたちで考えております。

長くなりましたが、以上、報告となります。

司会

報告1・2・3をそれぞれ報告をさせていただきましたけれども、質疑につきましては、3つの報告を含めまして受けたいと思いますので、どなたか質問やご意見はありませんでしょうか。

委員

岱明玉名線が先日開通したが、平成4年から令和3年まで都市計画道路が1本開通するまでに約30年かかっています。

現在玉名市では東西の交通は充実しているが、南北の道路は充実していない状況です。その一方で病院は新玉名駅北側に移動し、その他の医療・福祉・学校についても交通網の利便性を高くする必要があります。そのためには道路の整備を急ピッチで進めていく必要があると思います。

立地適正化計画や都市計画道路の整備は、20年後を見据えて進めていくことになっていますが、岱明玉名線においても実際には30年かかっており、費用も総額53億円近くかかっている。人口減少の中でどこに力を入れていくのか具体的に定めたいので、進めていく必要があるのではないですか。大まかなエリアを指定するだけでは現実味が無いように感じます。

市内において、近年住宅が多く建っている区域が複数あるが、都市計画道路を計画した時点で、用地買収を率先して行うなど適正に計画を進めていくべきであると思う。家が建った後に買収となると費用も高くなり、期間的にも遅れることが考えられます。

立地適正化計画と道路の整備のどちらを先に進めるのかを明確にするとわかりやすいのではないですか。

事務局

立地適正化計画と都市計画道路の見直しは同時に行っていく方針です。

都市計画道路の整備については、高規格の道路を整備することで、多大な事業費と年数がかかりかかります。市の財政状況による予算の制約や、土地の収用の問題、権利関係等多くの制約があるため完了までの時間がかかってしまうわけです。

それにより、現在整備に20年、30年かかっている状況です。

社会経済情勢の変化に伴い、適切な計画を合理的に行うために都市計画道路の見直しを立地適正化計画と同時に整合性を図りながら行ってまいります。

委員

防災の面から今後のまちづくりや道路づくりを進めることが今後不可欠になるのではないのでしょうか。岱明玉名線も沿岸部から避難する道路として、あるいは救助道路として有効になります。

立地適正化計画において方向性を定めると記載がありますが、方向性があっちに行ったりこっちに行ったりしているように感じました。報告資料3のP11では「玉名駅周辺に人口を誘導」、P13「新玉名駅周辺に新たなまちづくり」、P19「高い所に人口誘導」と記載しており、新玉名駅周辺はハザードマップにかかっており、人吉や球磨の災害を経験し、防災の観点から考えるとどうなのかなと感じます。

	<p>防災のことを考えると人口を誘導する区域に関しては優先順位を定めることが必要なのではないのでしょうか。</p> <p>先ほど防災指針も定めると言われたが、そういったところも踏まえて、今後、方向性を定めたいうえで議論をするべきなのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>ご指摘のとおり、新駅の周辺と玉名駅の南側は、浸水想定区域に入っています。防災指針の中で、誘導を図っていくうえで、浸水想定区域（計画規模・想定最大規模）、国土交通省による菊池川の整備、熊本県の境川の整備状況等を加味し、再度誘導区域を定めてまいります。</p>
委員	<p>都市計画道路が開通するまで長年かかることは都市づくりにおいては非常にマイナスと感じます。道路が開通または新設されれば、その道路周辺が発展していく。道路の開通がまちづくりに大きな影響を与えており、計画道路は何本もあっても良いが、重点的に取り組むものを定めるべきなのではないのでしょうか。</p> <p>居住地の誘導に関しては、基本的には市内のどこに住んでも平和に安心・安全に暮らせることが必要だと思えます。お年寄りが中心地に来ないと暮らせないようなまちづくりはいかがかなと思う。どこにいてもきちんと生活が出来るようなまちづくりが必要だと思えます。</p> <p>居住地の誘導ということで、玉名駅周辺、大野下駅や肥後伊倉駅周辺などに居住地の誘導をすると記載があったが、JRと協力し熊本市や福岡市に通勤するために朝夕の通勤通学の時間帯に快速の電車を運行する等、住まいと勤務地を短時間で移動できるような考え方もありなのではないかと考えます。</p>
会長	<p>都市機能の利便性の状況を見ると、横島支所や天水支所周辺にも都市機能が集積しています。このエリアには立地適正化計画以外でなにか行う予定はありますか。これは、先ほどあった、玉名市のどこに住んでいても幸せに住める施策をとるべきではないかということとも関係してくると思えます。</p> <p>立地適正化計画、都市計画区域外の区域を今後どのようにするかについて、都市計画マスタープラン見直しとの関連もあるので、何か考えがあれば教えてください。</p>
事務局	<p>都市計画区域外に関しては、「小さな拠点」という制度があり、玉名市庁内検討会議において地域振興課が「地域運営組織」として考えています。</p> <p>国土交通省でいうと「小さな拠点」という名称になりますが、総務省でいうと「地域運営組織」というかたちで、地域づくりをしていくものです。</p> <p>都市計画区域においては立地適正化計画においてまちづくりをし、都市計画区域外では地域振興課と連携を図りながら「地域運営組織」でまちづくりをするという住み分けを行いながら進めていくよう検討をしています。</p> <p>防災指針に関しては、玉名市全域で考える必要があるため、都市計画区域内と都市計画区域外についても検討していくこととしています。</p>
事務局	<p>玉名市の都市計画マスタープランにおいては、都市計画区域だけでなく、市域全域で計画を行っており、全体構想においては都市全体の方針となっているが、地域別構想では各エリアに分けて、立地適正化計画等、他の計画と整合性をとりながら計</p>

	画を進めることを考えています。
会長	<p>そのように進めていってもらいたいと思います。</p> <p>誘導施策と目標値に関して、立地適正化計画の区域のみではなく市域全体に対しての施策がほとんどなのではないかを見て取れるが、特に立地適正化計画の誘導区域の中で優遇することが明記できたら良いのではないかと思う。そのあたりの考えを教えてください。</p>
事務局	<p>誘導施策に関しては、既存の計画の中から選定しています。居住誘導区域を定めるうえでは何らかのインセンティブを働かせ、居住誘導区域に人を誘導しないと設定した意味がないと考えています。例えば、既存の定住促進の施策を改善し居住誘導区域に区域外から移った場合に補助をすることや、空き店舗を利活用するための補助等を現在考えています。</p> <p>他の課との連携も必要な為、引き続き検討をしております。</p>
委員	<p>高齢化率が4割になるようなデータもありましたが、他市からお年寄りを呼び込むような施策ができませんでしょうか。</p> <p>お年寄りという病気の方を介護する施設を作る等はよく聞きますが、元気なお年寄りもたくさんいるため、そのような方たちが安心して住める、コミュニケーションをとれるまちを市内に作っても良いのではないかと思います。そうすれば他市からも人が流入するのではないのでしょうか。</p> <p>歩いて病院や買い物に行ったりできるようなエリアをつくることで、お年寄りも暮らしやすいまちづくりが出来るのではないかと考えます。</p>
事務局	ハード面だけではなく、ソフト面からもまちづくりをする上で、貴重なご意見であり、今後の検討の際に参考にさせていただきます。
委員	先ほど、横島や天水地域もエリアとしてコンパクトなまちづくりをとりました。人口減少化の中で農地法の改正もあり、農業振興地域も点在しています。若者が減少する一方で農地は残っていくが、農地を維持する必要があります。大浜地区や横島地区等においても居住ゾーンを考えていかないと、農地1枚の規模を1haにするなど、コストを下げ生産物を作っていくことも都市計画や総合計画の中で一緒に進めていく必要があると思います。農業で生計が立てられると市外に出ていく若者も減るのではないのでしょうか。農地の在り方、居住ゾーンのあり方についても全庁挙げて考えていく必要があると思います。
事務局	都市計画マスタープランの中で分野別構想があり、農地に関しても触れる部分があります。現行の計画では田園ゾーンと掲げていますが、今度の見直しにおいては庁内会議等でも意見を集約したものを反映し、計画を作っていくよう考えています。
司会	意見も出尽くしたようですので、ここで都市計画審議会を閉じたいとおもいます、最後に、「3D都市モデル」構築に向けて取り組みについてご紹介いたします。

事務局

昨年度、国土交通省のモデル事業で「3D都市モデルの構築」という事業があり、玉名市として応募したところ、選定をしていただき、「3D都市モデル」を作成しました。視覚的に訴えることで、シュミレーションやまちづくりに利活用していきたいと思います。

(「3D都市モデル」データを視聴)

司会

こういったデータを使いながら、都市計画審議会の皆様のご意見をはじめ、市民アンケート等で市民の皆様のご意見も集約しながら計画を進めてまいりたいと思います。

本日は貴重なご意見をいただきまして、大変ありがとうございました。

閉会



本書のとおり相違ありませんので、玉名市都市計画審議会運営要領第7条の規定によりここに署名します。

令和3年 8月 6日

玉名市都市計画審議会会長

柴田 祐



本書のとおり相違ありませんので、玉名市都市計画審議会運営要領第7条の規定によりここに署名します。

令和3年 8月 16日

議事録署名者

玉名市都市計画審議会委員

中野 聡太



本書のとおり相違ありませんので、玉名市都市計画審議会運営要領第7条の規定によりここに署名します。

令和3年 8月 6日

議事録署名者

玉名市都市計画審議会委員

佐本章男^印

